

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	備 考
株式会社 西原環境	東京都港区海岸3-20-20	

2. 指名停止措置期間 平成30年9月10日 ~ 平成30年10月9日 (1箇月間)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

株式会社 西原環境は、日本下水道事業団発注工事に関し、高所作業現場の開口部に囲い等を設けることなく労働者に作業を行わせたとして、平成30年8月2日、札幌簡易裁判所から労働安全衛生法違反により略式命令を受けた。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第9号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等に相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219, 220)